

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害（事故災害）についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策はこの計画の定めるところによる。

第1節 鉄道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死者等を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

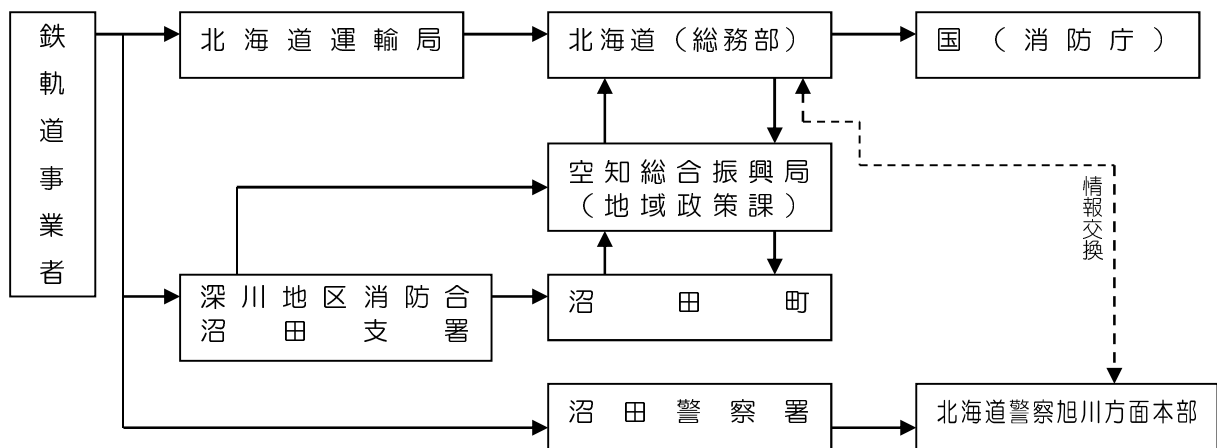
1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整を行なうものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第5章第5節 災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 町長は鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じ協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行なう発生直後の救助救出活動のほか、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ的確な救護が行なわれるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、「第4章第8節 消防対策計画」の定めるところによるほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行なうよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の搜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章第14節 行方不明者の搜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

沼田警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第19節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「第7章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第23節 職員応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高規格幹線道路における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

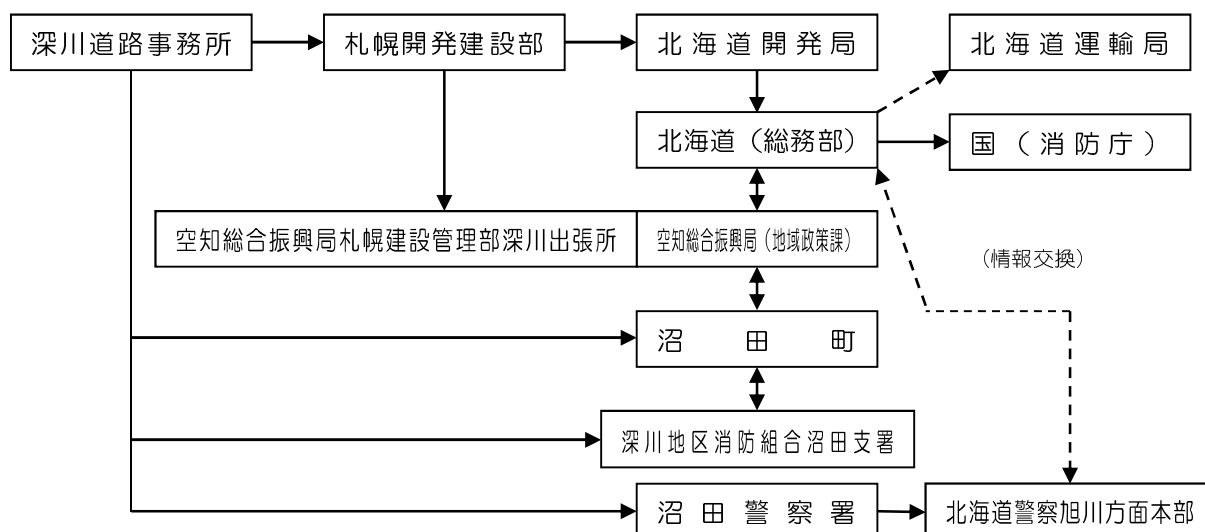
関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

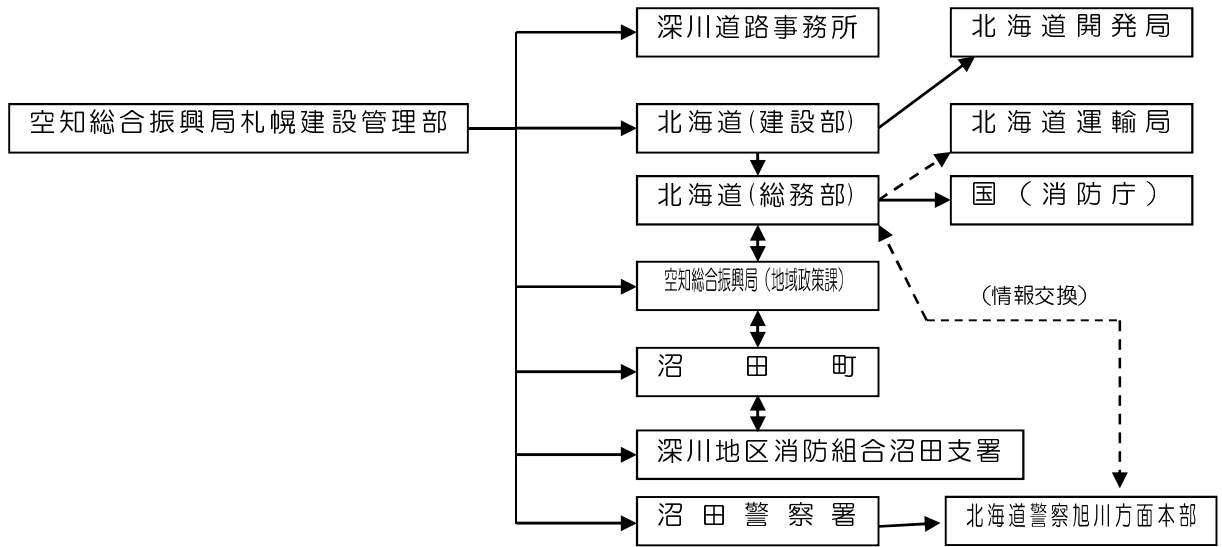
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

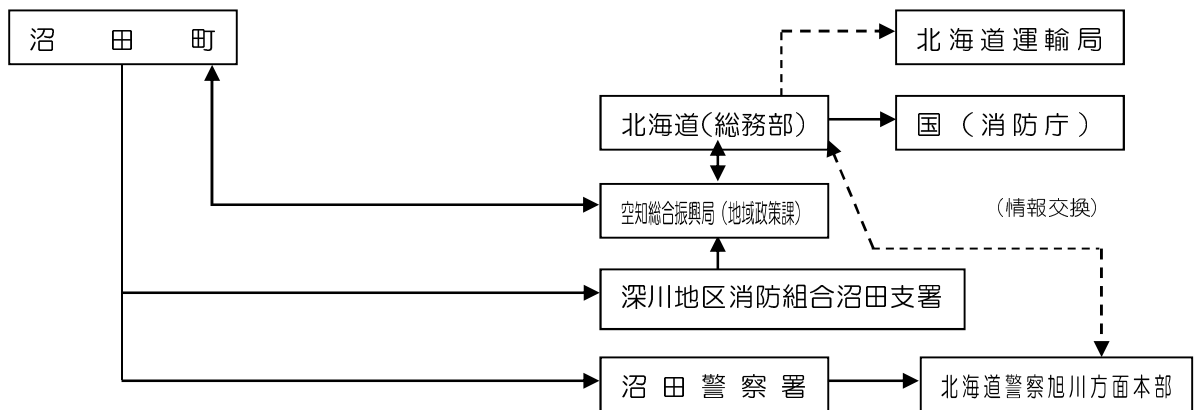
ア 国の管理する道路の場合



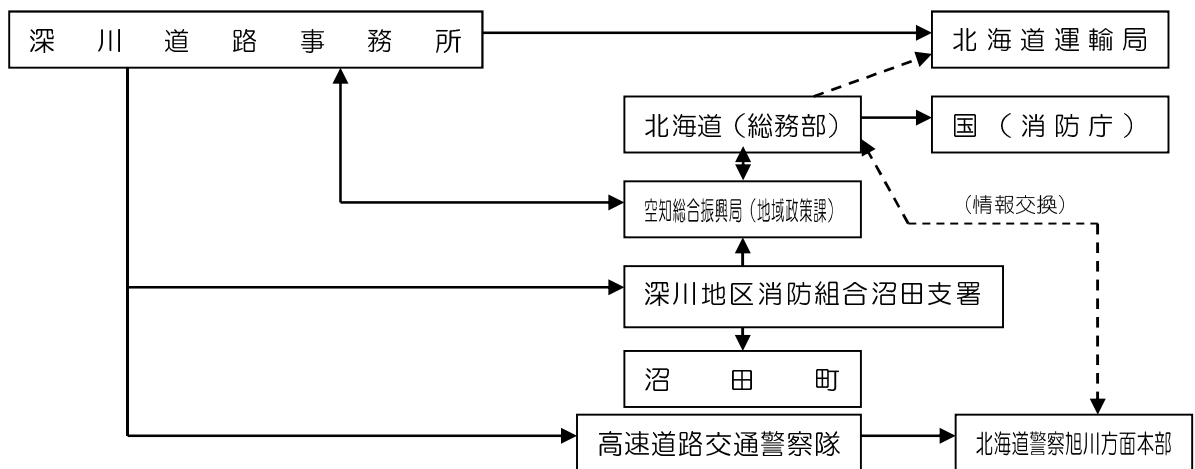
イ 道の管理する道路の場合



ウ 町の管理する道路の場合



エ 高規格幹線道路の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第5章第5節 災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 町長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じ協議の上、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行なう発生直後の救助救出活動のほか、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行なわれるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、「第4章第8節 消防対策計画」の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行なうよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

町及び関係機関は、「第5章第14節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

- (1) 沼田警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第19節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行なうものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、「本章第3節 危険物等災害対策計画」の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

12 広域応援

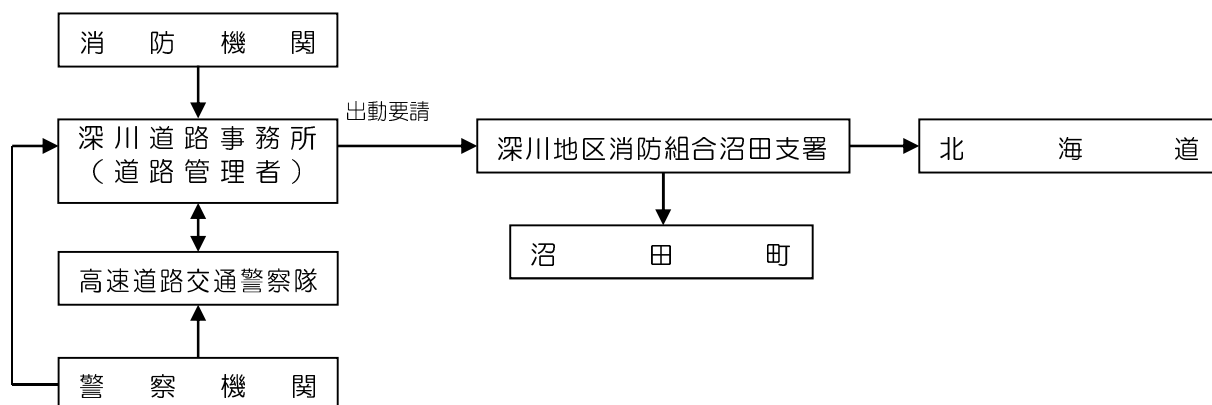
町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第23節 職員応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

13 高規格幹線道路事故等対策

高規格幹線道路において車両の衝突若しくは炎上又は積載物の爆発、炎上若しくは転落等によって、大規模な消火活動、救急救助活動等必要とされる事故等が発生した場合の関係機関の応急対策は次によるものとする。

(1) 事故発生通報

事故等の発生情報は、次の系統により速やかに行なうものとする。



(注) 消防機関の相互応援要請に関する通報連絡は、「北海道広域消防相互応援協定」による。

(2) 事故等対策現地本部の設置等

ア 事故等対策現地本部の設置

(ア) 消火活動、救急・救助活動及び事故等の拡大防止などを迅速かつ円滑に実施するため、事故発生現場に「事故等対策現地本部」を設置する。

(イ) 「事故等対策現地本部」の構成は、深川地区消防組合沼田支署、高速道路交通警察隊及び深川道路事務所の3機関とし、事故等の規模に応じ必要な関係機関の参入を要請することができるものとする。

イ 事故等対策現地本部の業務

(ア) 「事故等対策現地本部」は、事故等の対策を実施するための確に現場の状況把握を行なうとともに、関係機関の諸活動の相互調整を行なうものとする。

(イ) その他必要な事項については、「事故等対策現地本部」において決定するものとする。

ウ 関係機関

陸上自衛隊北部方面総監部、北海道警察、北海道市長会、北海道町村会、全国消防長会北海道支部、日本赤十字社北海道支部、東日本高速道路(株)北海道支社、北海道医師会、北海道

(3) 事故等対策連絡本部の設置等

ア 事故等対策連絡本部の設置

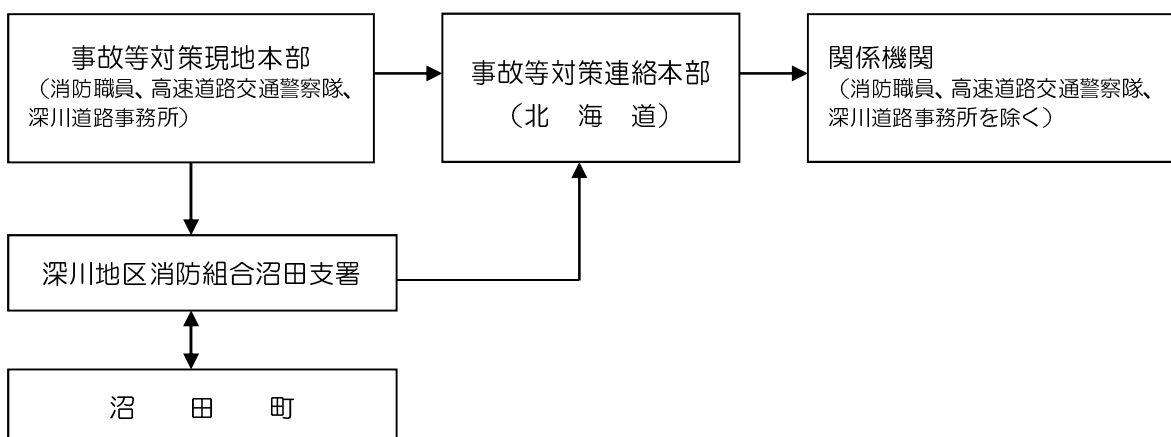
「事故等対策現地本部」の業務及び事故等の対策を的確に推進するため、北海道に「事故等対策連絡本部」を設置する。

イ 事故等対策連絡本部の業務

「事故等対策連絡本部」は「事故等対策現地本部」の要請に基づき事故等の対策を行なうものとする。

(4) 事故等の対策通報

事故等の対策通報は、次の系統により速やかに行なうものとする



第3節 危険物等災害対策計画

危険物等（危険物、火薬類、高圧ガス、毒物、劇物、放射性物質）の漏洩、流出、火災、爆発等により死傷者が多数発生する等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るための応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 危険物等の定義

(1) 危険物

消防法（昭和23年7月24日法律第186号）第2条第7項に規定されているもの

（例）石油類（ガソリン、灯油、軽油、重油）など

(2) 火薬類

火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第2条に規定されているもの

（例）火薬、爆薬、火工品（工業雷管、電気雷管等）など

(3) 高圧ガス

高圧ガス保安法（昭和26年6月7日法律第204号）第2条に規定されているもの

（例）液化石油ガス（LPG）、アセチレン、アンモニアなど

(4) 毒物及び劇物

毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号）第2条に規定されているもの

（例）毒物（シアン化水素、シアン化ナトリウム等）、劇物（ホルムアルデヒド、塩素等）

(5) 放射性物質

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）によりそれぞれ規定されている放射性同位元素、核燃料物質、核原料物質を総称したもの

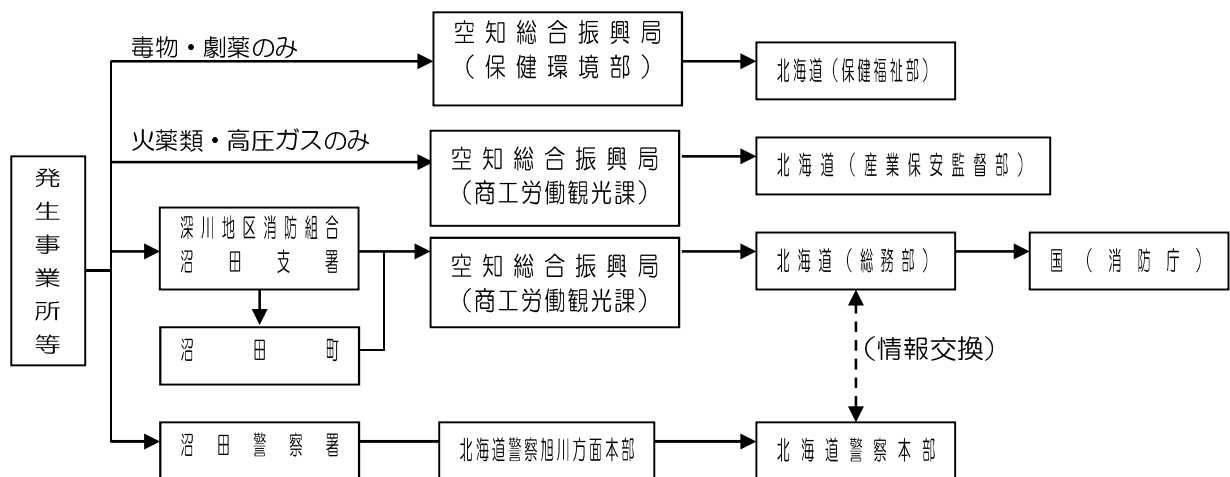
2 災害予防

危険物等災害の発生を未然に防止するため、危険物等の貯蔵、取扱い等を行なう事業者等（以下「事業者」という。）及び関係機関は、必要な予防対策を実施するものとする。

3 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

危険物等災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第5章第5節 災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 町長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

- (1) 消防活動は、「第4章第8節 消防対策計画」の定めるところによるもののほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性等といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章第6節 避難救出計画」及び「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、「第5章第14節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

沼田警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第19節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第23節 職員応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

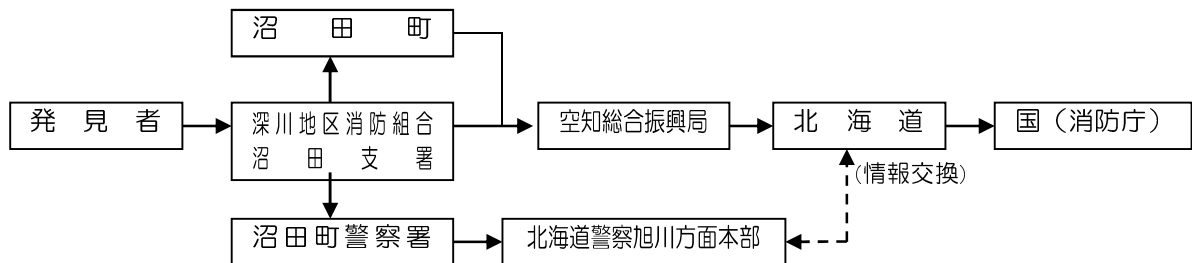
死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

町及び深川地区消防組合沼田支署は、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため大規模な火事災害に強いまちづくり、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化等必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡体系は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行なうとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行なうものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第5章第5節 災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

4 応急活動体制

(1) 町長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

5 消防活動

消防活動は、「第4章第8節 消防対策計画」の定めるところによるほか、人命の安全確保及び延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、指定緊急避難場所・指定避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現地到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

町及び関係機関は、「第5章第6節 避難救出計画」及び「第5章第10節 医療救護計画」の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、町及び関係機関は、「第5章第14節 行方不明者の捜索及び死体の収容処理並びに埋葬計画」の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

沼田警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第19節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

10 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第23節 職員応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第5節 林野火災予防計画

林野火災の予防を目的とした林野火災予防計画は、本計画の定めるところによる。

1 組織

林野火災の予防対策を推進するため、「沼田町林野火災予消防対策協議会」を設け、構成機関相互の連絡・情報交換計画の実施及び指導等、予消防対策の円滑なる実施を図るものとする。

(1) 構成機関

沼田町・深川地区消防組合沼田支署・北海道森林管理局空知森林管理署北空知支署・留萌南部森林管理署・空知総合振興局森林室・沼田警察署・大面積所有者

(2) 協力機関

北いぶき農業協同組合沼田支所・教育委員会・観光協会・猟友会・森林保全巡視員・町有林管理人・報道機関・JR深川駅・製材業者・各町内会

2 気象情報対策

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となることにかんがみ、予報(注意報含む)、警報、特別警報並びに情報等を的確に把握し予防の万全を期するため、次により情報の連絡体制を確立するものとする。

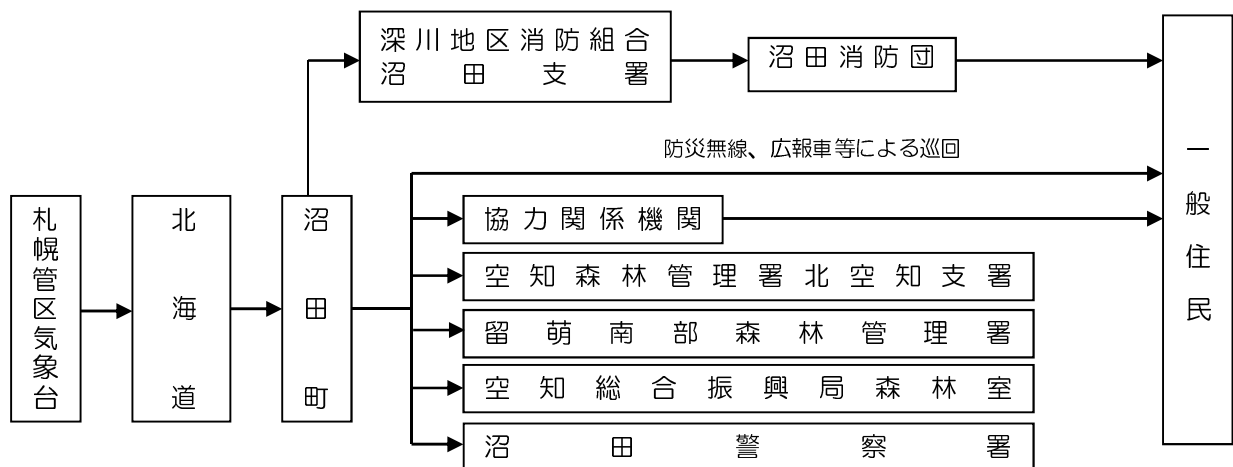
(1) 林野火災気象通報

町は空知総合振興局から林野火災通報信号を受信したときは、次の系列により関係機関及び一般住民に対して伝達するものとする。

林野火災気象通報	説明	林野関係機関部内通報符号
情報(原則として週間予報に含ませる)	林野火災が発生し易いから注意して下さい	サ ケ イ
異常乾燥・強風注意	林野火災が発生し易く甚だ危険です	サ ケ □
解除	さきに通報した注意報は解除します	サ ケ ン

(2) 伝達系統

町長は林野火災気象通報を受けたときは、次のとおり関係機関等に伝達するものとする。



3 林野火災予防対策

(1) 発生原因別対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

ア 一般入林者対策

山菜採取・魚釣・ハイキング等の入林者に対する対策として次の事項を推進する。

- ① タバコ・たき火による失火については十分な思想の啓発をする。
- ② 入林しようとする者は、入林許可が必要であることを指導し、無許可入林者をなくす。
- ③ 危険時の入林禁止の周知を図る。

イ 火入れ対策

林野火災危険期間(4・5・6月)中の火入れは極力避けるようにし、できる限り夏期又は秋期に行なうよう指導するとともに、火入れ対策として次の事項を定める。

- ① 火入れ方法の指導
- ② 火入れをする場合は必ず火入許可をとり、許可附帯条件の遵守を励行させる。
- ③ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者の確認を受けさせる。
- ④ 森林法で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況に充分留意して行なうよう指導する。

ウ 林内事業者対策

林内において事業を営む者は、危険期間中次の体制をとるものとする。

- ① 林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- ② 事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火・ゴミ焼却所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- ③ 事業個所の火気責任者はあらかじめ事業所内の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。
- ④ 失火することのないよう森林所有者と協議し、万全の予防措置を講ずるものとする。

エ 民有林野対策(林内事業者対策・大面積所有者)

林内において事業を営む者は、危険期間中次の体制をとるものとする。

- ① 林内事業者は火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置するものとする。
- ② 事業個所に、火気責任者の指定する喫煙所並びにたき火・ゴミ焼却所を設け、標識及び消火設備を完備するものとする。
- ③ 事業個所の火気責任者はあらかじめ事業個所の連絡系統を定め、関係機関と連絡の万全を図るものとする。

4 林野火災消防対策

林野火災消防の目的は、火災を最も容易に消火し危険物を除去し火災の拡大防止に努めることにあるので、各関係機関は平常時より林野火災に即応する体制の強化を図り消防対策の万全を期する。

- (1) 林野火災が発生した場合の連絡体系は情報通信連絡系統図のとおりとする。
- (2) 林野火災が発生した場合は、各関係機関は本部長の指示により対応する。
- (3) 林野火災が延焼拡大の恐れがあり、消火困難で特に人命又は財産の保護のため必要があると町長が判断したときは、知事(空知総合振興局長)へ自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

5 警防思想の普及

林野火災に対する関心をより一層向上させるため警防思想の普及を図る。

- ア 町広報誌等による啓発
- イ 防災無線による啓発
- ウ ポスター等による啓発

6 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行なう災害広報は、「第5章第5節 災害広報計画」の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、町及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に提供するものとする。

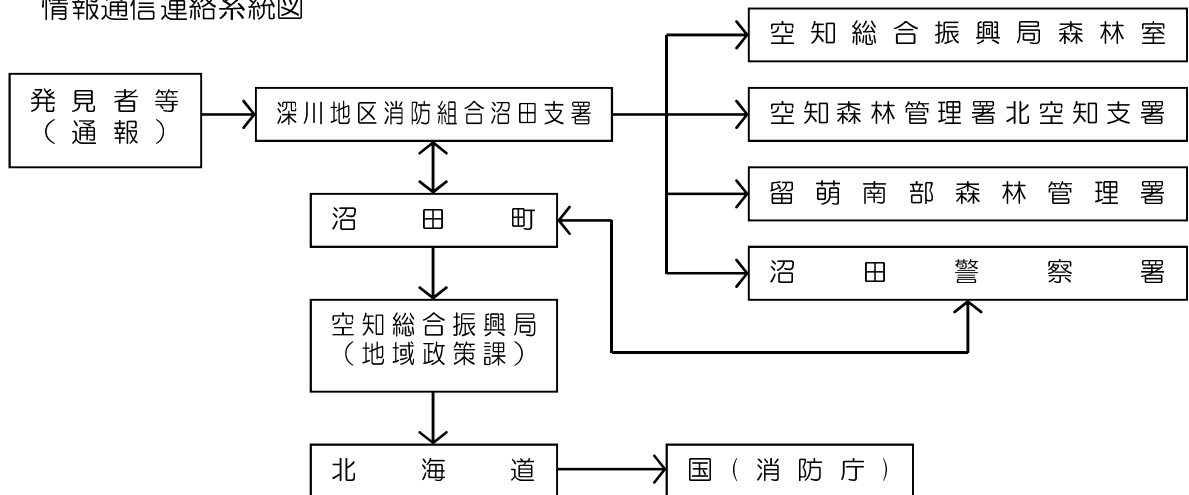
- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

7 応急対策

- (1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は次のとおりとする。

情報通信連絡系統図



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

8 応急活動対策

- (1) 町長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議のうえ、災害対策現地合同本部を設置し、災害応急対策を行なうものとする。

9 避難措置

町及び関係機関は、人命の安全を確保するため、「第5章第6節 避難救出計画」の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

10 交通規制

沼田警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、「第5章第19節 災害警備計画」の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

町長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、「第5章第20節 自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を依頼するものとする。

12 広域応援

町及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、「第5章第23節 職員応援派遣計画」の定めるところにより、他の消防機関及び市町村、北海道へ応援を要請するものとする